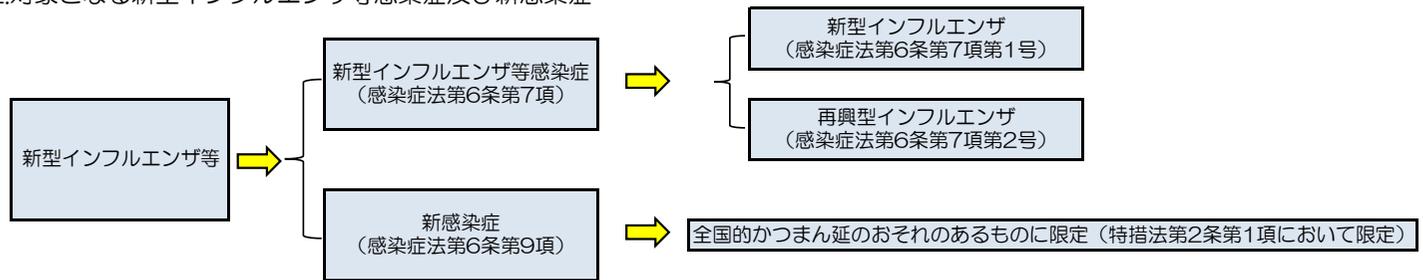


# 花巻市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

## 1. 行動計画策定の背景

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）は、人類が免疫を持たないため、発生すると急速なまん延のおそれがある新型インフルエンザ及び未知の感染症の対策の法的根拠として、平成25年4月13日に施行された。
- 新型インフルエンザとは、毎年流行するインフルエンザとは異なり、人が免疫を持たない新型ウィルスによる感染が急速・大規模にまん延し、世界的な大流行（パンデミック）となる恐れがある感染症である。
- 本市において、特措法の施行を受け、対策の充実や強化を図るため行動計画を策定した。

## 2. 対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症

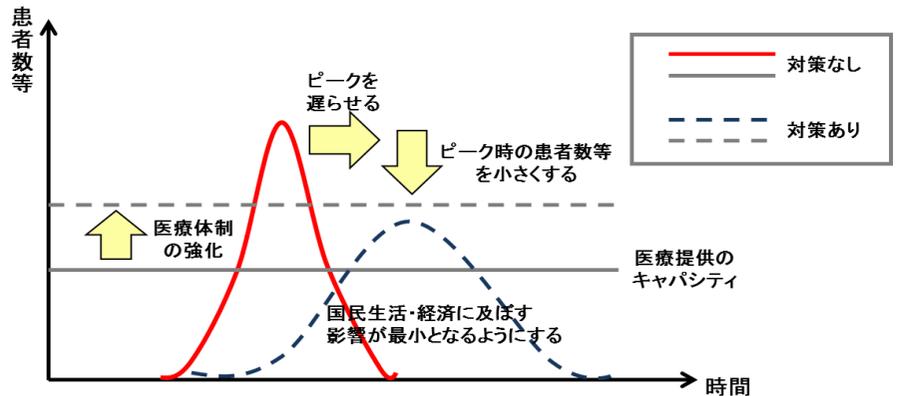


※感染症法：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

## 3. 行動計画策定の目的及び基本的な戦略

- 病原性が高い新型インフルエンザ等が発生した場合、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響が最小限となるようにするため策定する。

【対策の効果 概念図】



#### 4.行動計画の内容

- ・特措法に盛り込まれた各種の対応等を記載し、市をはじめとして、国・県・医療機関・事業者・市民等各々の役割分担を明記する。

##### 行動計画の主要5項目

項 目	主な対策
実施体制	○対策本部の設置（県内発生または政府が緊急事態宣言をした場合） ○対策班の設置（海外で発生した場合）
情報提供・共有	○国・県等からの情報収集と関係部署間での情報共有 ○市民への情報提供の実施
予防・まん延防止	○基本的な感染対策についての普及・啓発の実施 ○県が実施する感染拡大防止対策（不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限要請等）への協力
予防接種	○特定接種の実施（新型インフルエンザ等対策実施に関わる地方公務員等） ○住民接種の実施
市民生活及び市民経済の安定の確保	○要援護者への生活支援 ○埋葬・火葬の円滑な実施

※特定接種：厚生労働大臣の登録を受けた事業者（医療従事者や指定公共機関等である電気・ガス・鉄道事業者等）及び新型インフルエンザ等対策に携わる公務員へのワクチン接種

住民接種：原則として集団的接種により実施する市民を対象としたワクチン接種

5.発生段階ごとの主な対策の概要

	未発生期	海外発生期	県内未発生期 (国内発生早期)	県内発生早期	県内感染期	小康期	
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●行動計画等の作成</li> <li>●体制の整備及び国・県等との連携強化等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「新型インフルエンザ等対策班」の設置等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「新型インフルエンザ等対策連絡会議」の設置等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「新型インフルエンザ等対策本部」の設置等</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「新型インフルエンザ等対策本部」の廃止等</li> </ul>	
情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新型インフルエンザ等に関する情報収集</li> <li>●県のサーベイランスへの協力等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新型インフルエンザ等に関する情報収集</li> <li>●県のサーベイランスへの協力等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新型インフルエンザ等に関する情報収集</li> <li>●県のサーベイランスへの協力等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新型インフルエンザ等に関する情報収集</li> <li>●県のサーベイランスへの協力等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新型インフルエンザ等に関する情報収集</li> <li>●県のサーベイランスへの協力等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新型インフルエンザ等に関する情報収集</li> <li>●県のサーベイランスへの協力等</li> </ul>	
情報共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>●継続的な情報提供</li> <li>●市民への情報提供のための体制整備等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民への情報提供</li> <li>●相談窓口等の設置等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多様な媒体による情報提供</li> <li>●相談窓口等の充実・強化等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多様な媒体による情報提供</li> <li>●相談窓口等の充実・強化等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県内外の発生状況等について、多様な媒体による情報提供</li> <li>●相談窓口等の継続等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●情報提供のあり方の見直し</li> <li>●相談窓口体制の縮小等</li> </ul>	
まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個人・地域・職場レベルでの感染予防や対応方法について普及啓発</li> <li>●水際対策等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民等への感染予防や国内発生期による感染対策の普及啓発等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民、事業者、病院、高齢者施設等への感染症対策の要請</li> <li>●水際対策等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民、事業者等への感染予防対策の要請</li> <li>●水際対策等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民、事業者等への感染予防対策の要請</li> <li>●水際対策等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発生状況・注意喚起に関する国の見直し内容を市民に周知等</li> </ul>	
予防接種	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ワクチンの生産及び供給体制に関する情報の収集</li> <li>●予防接種体制の構築等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定接種、住民接種の準備等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定接種の実施</li> <li>●住民接種の準備・開始等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定接種、住民接種の実施等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住民接種の継続等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第二波に備えた住民接種の継続等</li> </ul>	
医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域医療体制の整備</li> <li>●研修・訓練</li> <li>●医療資器材の整備等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県への協力</li> <li>●県との情報共有及び連携体制の徹底等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県への協力</li> <li>●県との情報共有及び連携体制の徹底等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県への協力</li> <li>●県との情報共有及び連携体制の徹底等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県への協力</li> <li>●県との情報共有及び連携体制の徹底等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県への協力</li> <li>●県との情報共有及び連携体制の徹底等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●流行の第二波に備える等</li> </ul>
市民生活及び市民経済の安定	<ul style="list-style-type: none"> <li>●要援護者への生活支援の体制整備</li> <li>●火葬能力等の把握等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●職場等における感染予防策の準備</li> <li>●遺体の火葬・埋葬の準備等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業者へ感染予防策の取組等について周知</li> <li>●遺体の火葬・埋葬の準備等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消費者としての適切な行動、事業者への買占め、売惜しみ禁止の要請等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消費者としての適切な行動、事業者への買占め、売惜しみ禁止の要請等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消費者としての適切な行動、事業者への買占め、売惜しみ禁止の要請等</li> </ul>	

## 【関係法令抜粋】

### ●新型インフルエンザ等対策特別措置法 平成24年5月11日 法律第31号

**第1条** この法律は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、かつ、これにかかった場合の病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する事項について特別の措置を定めることにより、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）その他新型インフルエンザ等の発生の予防及びまん延の防止に関する法律と相まって、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

**第2条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 新型インフルエンザ等 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

**第6条** 政府は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「政府行動計画」という。）を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、前項の規定により政府行動計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。

**第8条** 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

二 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項

イ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供

ロ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置

ハ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

三 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

四 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、市町村行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

4 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた市町村行動計画について、必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

7 第6条第5項及び前条第7項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。

8 第3項から前項までの規定は、市町村行動計画の変更について準用する。

### ●感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 最終改正：平成23年12月14日 法律第122号

#### 第6条

7 この法律において「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

一 新型インフルエンザ（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）

二 再興型インフルエンザ（かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）

9 この法律において「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。